

○地域警察官によるコンビニエンスストア等への立ち寄り時の飲食物等の購入について

〔令和2年12月9日地乙達第109号  
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

対号 平成26年12月24日付け地乙達第1086号、生企乙達第1107号、務乙達第1073号「地域警察官による警戒を兼ねたコンビニエンスストア等での飲食物等の購入について（通達）」

当県では、地域警察官の常時警戒体制の保持とコンビニエンスストア、スーパーマーケット等(以下「コンビニ等」という。)における犯罪抑止活動を強化するため、制服等での立ち寄り時に飲食物及び日用品(以下「飲食物等」という。)の購入を可能としているものであるが、引き続き同施策を継続することとしたので、下記の留意事項を遵守し、適正な運用を期されたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 趣旨

地域警察官は、勤務の特殊性から定時に食事をとることが困難な場合が多く、コンビニ等での飲食物等の購入が必要となることがあるため、警戒体制の保持や犯罪抑止力の強化、店員等への防犯指導効果を上げることなどを目的として、地域警察官の制服等でのコンビニ等立ち寄り時の飲食物等購入を認めることとしているものである。

2 対象警察官

制服又は活動服を着用している地域警察官

3 対象となる店舗

立ち寄りを実施しているコンビニエンスストア、スーパーマーケット等

4 購入可能物品等

購入する物品は、当日の食事に必要な飲食物及び勤務に必要な日用品に限定すること。  
なお、日用品に書籍、新聞、煙草等の嗜好品は含まないものとする。

5 留意事項

- (1) 立ち寄りに際しては、私服の重ね着等はせず、県民に警察官と認識できる姿で入店すること。
- (2) 少年の溜まり場や強盗事件の被害に遭いやすい深夜営業のコンビニ等へ重点的に立ち寄ること。
- (3) 店舗に立ち寄った際は、店舗内外の警戒、不審者・非行少年等への職務質問、店員への防犯指導など、飲食物等の購入よりも警察活動を優先すること。

また、2人以上で店舗を訪れた場合は、1人が店舗外で警戒、1人が店舗内へ立ち寄るなど、複数人での同時入店は避けること。

- (4) 飲食物等の購入は、警らのほか、事案処理後の帰署(所)途中や休憩時間などに行うものとする。
- (5) 徒歩警らによる立ち寄りの際は、購入物品をレジ袋に入れたまま警ら活動を行うことなく、華美ではないマイバッグ等を用いるなど、警察官としての品位を保持すること。
- (6) 来店客・レジ待ち客が多数いる場合は、飲食物等の購入を控えること。
- (7) 特定の店舗に限定した立ち寄りとならないように配慮すること。
- (8) 他の買い物客等から、制服での買い物について意見等があった場合は、丁寧にその趣旨等を説明し、理解を得ること。

また、本施策については、連絡協議会等の各種会議、ミニ広報紙等を活用して広報に努めること。

- (9) ドライブスルーの利用や、書籍の立ち読み、店舗内や駐車場での飲食など、警察官の勤務中としてふさわしくない行動は慎むとともに、その姿を見た県民から「買い物に来ただけ」「買い物にパトカーを使用している」と見られることのないよう、警察官としての職責を自覚し、節度ある態度を保持すること。